

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きがてと日は、
當たる翌日)

◆告示 次

字の区域の変更

土地改良区の役員の就退任

土地改良法による換地処分

河川区域の廃止 (十件)

廢川敷地の生成 (十件)

告示

鳥取県告示第千百四十九号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第一項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による東伯町古布庄地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 鴻 三

区域を変更する字の名称

同上の区域(昭和五十年二月二十日現在の地番による。)

大字法万字今村

大字法万字今村のうち三一二の一部、三一四の一の一部及び三一五の一部並びに三一二の一部、三一四の一の一部、三一五の一部及び三三八合併二の一部と一体をなす国有地以外の区域並びに大字法万字山ノ谷二九六及び二九七の一部並びに二九五、二九五の一、二九五の二、二九六及び二九七の一部と一体をなす国有地並びに大字法万字丸林一一二の二及び一一四の一並びに一一九の一、一一二の二及び二四の一と一体をなす国有地

大字法万字蛇穴

大字法万字上家敷二四〇の一部及び二四二の一の一部並びに二四〇から二四三までの一部と一体をなす国有地、大字法万字山ノ谷二九一の一部、二九七の一部及び二九八並びに二九一の一部、二九四の一、二九五の二の一部、二九七の一部及び二九八と一体をなす国有地、大字法万字蛇穴のうち三〇五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに大字法万字今村三一二の一部、三一四の一の一部及び三一五の一部及び三一二の一部、三一四の一の一部、三一五の一部及び三三七三四八合併二の一部と一体をなす国有地

大字法万字寺坂

大字法万字上家敷二四〇の一部、二四一、二四二の一部、二四四、二四六の二及び二四七の一並びに二四〇から二四三までの一部及び二五四と一体をなす国有地、大字法万字寺坂の全域、大字法万字蛇穴三〇五の一部及びこれと一体をなす国

				有地並びに大字法万字山ノ谷二九一の一部及びこれと一体をなす国有地
大字法万字丸林	大字法万字山ノ谷	大字法万字山ノ谷	大字法万字山ノ谷	大字法万字山ノ谷のうち二九一、二九五から二九五の二まで及び二九六から二九八までと一体をなす国有地以外の区域
大字法万字三本杉	大字法万字三本杉	大字法万字三本杉	大字法万字三本杉	大字法万字上河原のうち二四〇から二四二まで、二四四、二四六の二及び二四七の一並びに二四〇、二四一及び二四二から二四四までと一体をなす国有地以外の区域
字出口	字上河原	字上河原	字上河原	大字三本杉字上河原のうち一二〇五の一の一部、一二〇六の一部、一二〇七の一部、一二〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字三本杉字出口一四七八及び一四七九と一体をなす国有地の一部
大字三本杉	大字三本杉	大字三本杉	大字三本杉	大字三本杉字上河原一二〇五の一の一部、一二〇六の一部、一二〇七の一部、一二〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字三本杉字出口のうち一四七八及び一四七九と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第千百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

淀江宇田川地区土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 渡辺茂昭 前田勇

西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地
淀江九四八番地の三
九一八番地

湯浅繁夫

七三〇

花岡一夫

八一二

渡瀬一郎

西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地
五三九番地の三
六三六番地

生田仁

西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地
五三九番地の三
六三六番地

堀口俊逸

西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地
五三九番地の三
六三六番地

安藤善三

西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地
五三九番地の三
六三六番地

谷田真喜男

西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地
五三九番地の三
六三六番地

村田守

西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地
五三九番地の三
六三六番地

齊藤優

西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地
五三九番地の三
六三六番地

田牧弘延

西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地
五三九番地の三
六三六番地

野津升

西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地
五三九番地の三
六三六番地

松原勇

西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地
五三九番地の三
六三六番地

研次

西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地
五三九番地の三
六三六番地

山根信

西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地
五三九番地の三
六三六番地

一一八

谷野	惣	高井谷一九四"
森田	昭吾	中西尾二四五"
岩垣	開三	"
山根	淳	"
龜山	大吉	"
田原	勇	"
泉	一鑑	"
就任した役員の氏名及び住所		昭和五十年十月十四日開催の第一回総代会で役員選任が行われたので、
理事 渡辺茂昭	西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地	土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和五十年十月十四日退任
前田 湯浅繁夫	淀江九四八番地の三	
花岡 一夫	九一八番地	
生田 渡瀬一郎	七三〇"	
堀口 俊逸	八一二"	
安藤 仁	五三九番地の三	
谷田 善三	六三六番地	
池口 真喜男	二四六番地の二	
幸揚 守	西原五一八番地	
村田	五六七"	
田口	七二九"	

田牧	弘延	福岡二九四"
松原	勇	福頬二八四"
山根	研次	稻吉八八"
野津	升信	一一八"
谷野	惣	高井谷一九四"
森田	昭吾	中西尾二四五"
岩垣	開三	"
山根	淳	"
龜山	大吉	"
田原	勇	"
泉	一鑑	"
就任した役員の氏名及び住所		昭和五十年十月十四日開催の第一回総代会において選任され、昭和五十
理事 杉原節夫	八頭郡八東町大字南四〇番地	年十月十五日就任 任期四年
藤田 寿雄	新興寺五四七"	
小林 憲一郎	日田七八五"	
角脇 久雄	南二七六"	
田中 勘治	徳丸四〇九"	
森下 次郎	九四四"	
竹内 富恵	皆原一三四四"	

印賀土地改良区	印賀土地改良区
就任した役員の氏名及び住所	退任した役員の氏名及び住所
印賀土地改良区	理 事 遠 藤 正 昭 日野郡日南町印賀一四八一番地の一 坂 本 壽 壽 一五六八番地
就任した役員の氏名及び住所	佐 藤 順 一 宝谷七三七 古 都 昭 雄 印賀一、一四三 青 戸 健 一 郎 三七五番地の一 三 一 番 地 一
任期満了により退任	月三十日就任 任期第一回総代会まで
任期満了により退任	監 事 中 田 巍 増 田 昌 訓 西 村 一 正 青 木 哲 山 根 一 也 小 畑 竹 治 中 村 源 之 助 横 田 二 二 一 德 丸 一 三 六 一 東 二 四 六 安 井 宿 四 六 六 一 九 二 日 下 部 二 九 二 一 九 二
就任した役員の氏名及び住所	土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和五十年一月三十日就任 任期第一回総代会まで

横谷伸一	坂本壽	宝谷七三七
佐藤昭治	"	印賀一二五
古田富美夫	"	三七七番地の一〇五番地
古田豊	"	
佐藤昭治	"	昭和五十年五月五日就任 任期三年
監事小杉光	米子市福万三三四番地	就任した役員の氏名及び住所
理事中井孝	東伯郡赤崎町大字竹内三三六番地	就任した役員の氏名及び住所
理事山脇久太郎	勝田一九〇	勝田川右岸土地改良区
理事市原橙造	西宮一〇〇	
理事高橋長一	一八九	
理事西尾武久	六〇五	
理事石賀克己	五四四	
理事山村恭一	出上三九七	

沢 由 行 光	三四九
村 上 幸 望	竹内三三〇
牧 田 正 穀	五二一
入 江 政 美	宮木三一〇番地の一
入 江 廣 道	一〇七番地
高 力 孝 治	高岡四二一
川 上 福 光	四七番地の一
川 上 正 秋	二八四番地
山 田 時 弘	西宮一二番地の一
谷 本 伊 勢 雄	佐崎一五四番地の一
高 力 和 正	竹内五七八番地
財 賀 弘	高岡三七二
監 事	(図面省略)
高 力 和 正	鳥取県知事 平 林 鴻 三
土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和五十年十一月八日就任 任期第一回総会まで	昭和五十年十二月十九日
鳥取県告示第千百五十一号	

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡東伯町大字法万三六五番地横山功から同者ほか一九人の者が行う土地改良事業に係る古布庄地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百五十二号

千代川水系に係る一級河川千代川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第二百六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦

覽に供する。

千代川水系に係る一級河川千代川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第二百六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦

覽に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百五十三号

千代川水系に係る一級河川千代川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第二百六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦

鳥取県告示第千百五十四号

千代川水系に係る一級河川千代川について、河川法施行法(昭和三十九

年法律第百六十八号) 第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千百五十五号

千代川水系に係る一級河川千代川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千百五十六号

千代川水系に係る一級河川千代川について、河川法施行法(昭和三十九

年法律第百六十八号) 第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千百五十七号

千代川水系に係る一級河川私都川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千百五十八号

天神川水系に係る一級河川三徳川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第百

六十七号) の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千百五十九号

天神川水系に係る一級河川加谷川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千百六十号

橋津川水系に係る二級河川橋津川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千百六十一号

勝田川水系に係る二級河川勝田川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第千百六十二号

河川区域の廃止により廢川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 廃川敷地の位置

八頭郡智頭町大字郷原字小火打谷口一五一六地先から同町大字同字同

一一ノ四地先及び八頭郡智頭町大字毛谷字宮ノ上ミ九八ノ四地先から同
町大字同字同九三ノ二地先まで

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川千代川

二

廃川敷地が生じた年月日
昭和五十年十二月十九日

三

廃川敷地の位置

八頭郡智頭町大字南方字中嶋一二九四ノ一地先から同町大字同字蓮華

四

廃川敷地の種類及び数量
免一一四八地先まで

土地 六、八二三・四一平方メートル

鳥取県告示第千百六十三号

河川区域の廢止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十

年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え
置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川千代川

二 廃川敷地が生じた年月日
昭和五十年十二月十九日

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一

河川の名称

千代川水系に係る一級河川千代川

二

廃川敷地が生じた年月日
昭和五十年十二月十九日

鳥取県告示第千百六十四号
河川区域の廢止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十
年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え
置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第千百六十四号

河川区域の廢止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十

年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一

河川の名称

千代川水系に係る一級河川千代川

二

廃川敷地が生じた年月日
昭和五十年十二月十九日

昭和五十年十二月十九日

三

廃川敷地の位置

八頭郡智頭町大字大内字栗田七三ノ一地先から同町大字同字川井一一
地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 二、六九七・八九平方メートル

鳥取県告示第千百六十五号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川千代川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年十二月十九日

三

八頭郡智頭町大字郷原字上ミ皆地一五四ノ一九地先から同町大字同字中土居一五三内一地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 一九六・三五平方メートル

鳥取県告示第千百六十六号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川千代川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年十二月十九日

三 廃川敷地の位置

八頭郡河原町大字布袋字町頭二五一ノ二地先から同町大字同字新田三七三ノ二地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 二、一〇〇・五三平方メートル

鳥取県告示第千百六十七号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

千代川水系に係る私都川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年十二月十九日

三 廃川敷地の位置

八頭郡郡家町大字土師百井字渕ノ上二四四地先

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 二四二・三〇平方メートル

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え
置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第千百六十八号

河川区域の廢止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十一年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え
置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 河川の名称

天神川水系に係る一級河川三徳川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年十二月十九日

三 廃川敷地の位置

東伯郡三朝町大字片柴字下向一二六七地先から同町大字同字別所一二

七九ノ二地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 四〇九八・八八平方メートル

鳥取県告示第千百六十九号

河川区域の廢止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十一年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え
置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 河川の名称

天神川水系に係る一級河川加谷川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年十二月十九日

三 廃川敷地の位置

東伯郡三朝町、大字穴鳴字中島二七二地先から同町大字同字中島二六

七ノ二地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 一五五二・四一平方メートル

鳥取県告示第千百七十号

河川区域の廢止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十一年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え
置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 河川の名称

橋津川水系に係る二級河川橋津川

四 廃川敷地の種類及び数量
土地 六八三・四七平方メートル

三 廃川敷地の位置
東伯郡羽合町大字橋津字九ノ屋敷三三二地先から同町大字同字拾屋敷三七六地先まで

二 廃川敷地が生じた年月日
昭和五十年十二月十九日

一 河川の名称
勝田川水系に係る二級河川勝田川

二 廃川敷地が生じた年月日
昭和五十年十二月十九日

三 廃川敷地の位置
東伯郡赤崎町大字高岡字下河原五〇六次一地先から同町宮木字上河原三八八ノ一他先まで

四 廃川敷地の種類及び数量
土地 二一五八・四八平方メートル

鳥取県告示第千百七十一号

河川区域の廢止により廢川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三